内閣官房令

○内閣官房令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十六年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

府　令

○内閣府令第五十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第六章の規定及び特定個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十五年政令第三百一号）を実施するため、特定個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

特定個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

特定個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十六年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「二人」の下に「及び調査官一人」を加える。

本則に次の一項を加える。

3　調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第百六十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十六日付けで国際戦略総合特別区域を指定し、同条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第三十号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を同日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地方公共団体の名称　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町及び安八町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村、三重県、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町並びに名古屋港管理組合

二　国際戦略総合特別区域の範囲　飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町及び安八町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第百六十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百三十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十六年六月二十六日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地方公共団体の名称　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　京都市、京田辺市及び木津川市並びに京都府相楽郡精華町並びに大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、茨木市、泉佐野市、和泉市、箕面市及び泉南市並びに大阪府三島郡島本町並びに泉南郡熊取町及び田尻町並びに神戸市及びたつの市並びに兵庫県赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第百六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年七月十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消事由	抹消年月日
二五〇九	中村　俊三	二六、四、五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第四十八号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一一三六	濱口　文歌	二八七	二六、六、一六
二六二四	木元　有香	二六四八	二六、二、一

○法務省告示第三百十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年七月十日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　大阪市生野区桃谷５丁目６番12号
鄭成哲　昭和50年11月２日生
鄭誠仁　昭和52年12月11日生

住所　大阪市北区天神西町３番６―1205号
蔡世康　昭和59年５月19日生

住所　大阪市生野区勝山南４丁目14番７号
玄泰一　昭和35年８月26日生
李勝美　昭和38年４月９日生
玄美由紀　平成３年９月20日生
玄真紀　平成６年６月７日生
玄裕美　平成９年11月17日生

住所　兵庫県宝塚市すみれガ丘１丁目３番２号
呉俊賢　昭和53年７月17日生

住所　神奈川県平塚市明石町24番33―803号
宋騰　昭和63年７月27日生
宋悠嘉　平成24年３月26日生
宋美嘉　平成25年12月25日生

住所　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12285番地１
南栄治　昭和29年１月17日生
柳佳枝　昭和34年９月26日生
南勇輔　昭和58年12月17日生

住所　神奈川県厚木市三田南３丁目３番23号
南輝彰　平成３年８月８日生

住所　東京都豊島区高田１丁目38番12―308号
李泰一　昭和53年５月18日生

住所　東京都新宿区中井２丁目23番７号
李昌栄　平成14年６月13日生
李朋美　平成16年３月26日生
李奈美　平成19年５月17日生
李和泰　平成24年４月23日生

住所　千葉県木更津市高砂２丁目３番46―101号
陳蓮華　昭和38年５月３日生

住所　岡山県玉野市八浜町見石1607番地32
チャルリナ・アルフォン・セラ　昭和55年４月18日生